

顧問契約書

各当事者は、次の各条に定める内容の法律顧問契約を締結する。

甲

会社名

代表者氏名

乙

事務所名

氏名

(目的)

第1条 本顧問契約は、乙が甲の求めに応じて本契約書規定の法的サービスを継続的に提供することにより、甲の法務体制の維持・強化を図り、もって甲の発展に寄与することを目的とする。

(顧問契約の内容)

第2条 本顧問契約は、次の内容を有する。

(1) 乙は、依頼者の法律相談について、法律相談にかかる弁護士費用を請求しない。ただし、月間業務時間が10時間を超過する場合には、超過時間に対応する弁護士費用を請求することができる。

(2) 甲は自身のホームページ等において、当事務所の弁護士が顧問弁護士である旨の記載をすることができる。

(3) 乙は、甲が乙に回答を求めた場合には、48時間以内に何らかの回答をする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(4) 乙は、甲の相談と乙の他の依頼者の相談の予定が重なるおそれがある場合には、甲の相談を優先する。

(5) 甲は、契約書等の法的文書の確認を求めることができる。ただし、乙は、法的文書の分量が過大又は内容が困難な場合には、別途弁護士費用を請求する

ことができる。

(6) 甲は、契約書等の法的文書の作成を求めることができる。ただし、乙は、作成すべき法的文書の分量が過大又は内容が困難な場合には、別途弁護士費用を請求することができる。

(7) 甲は、助言その他の契約交渉の支援を求めることができる。

(8) 甲は、当事務所の営業時間外に緊急の法的対応を要する事態が生じた場合には、夜間又は休日における緊急の対応を求めることができる。

(9) 乙は、甲の社員の個人的な法律相談について、法律相談にかかる弁護士費用を請求しない。

(10) 甲は、月に2回、その指定する場所への訪問又は会議への出席を求めることができる。その際、乙は、訪問又は出席に要する費用を前もって請求することができる。

(11) 甲は、契約の相手方又は甲の社員との直接交渉を求めることができる。

(12) 甲は、月に1回、動画によるプロモーションを求めることができる。

(甲の義務)

第3条 甲は、顧問契約にかかる弁護士報酬として、21万6000円(税込)を毎月末日までに乙指定の銀行口座に振り込まなければならない。

2 前項の振込みに要する振込手数料は、甲の負担とする。

3 乙は、第1項の指定口座として次の銀行口座を指定する。

三井住友銀行 神戸駅前支店

普通口座 7978282

名義人：久保田法律事務所 久保田康介

(守秘義務)

第4条 乙は、業務の遂行にあたって知った甲の秘密を、正当な理由なく開示しない。

(利益相反回避義務)

第5条 乙は、甲が相手方となる訴訟、調停、その他の民事手続の委任を受けない。ただし、受任前において甲の同意がある場合はこの限りでない。

(弁護士報酬の割引)

第6条 甲は、本顧問契約外の業務について乙に依頼する場合、40%の割引を受けることができる。ただし、着手金及び報酬金の最低額を超えて割引を受けることができない。

(顧問契約の期間)

第7条 本顧問契約の期間は、本顧問契約締結から2年とする。

2 本顧問契約の期間満了の2か月前までに、甲及び乙のいずれか一方又は双方から顧問契約を延長しない旨の意思表示がなされない場合には、本顧問契約は自動的に2年間延長されるものとする。

(顧問契約の解除)

第8条 甲及び乙は、それぞれ、2か月以上前に予告することによって、いつでも本顧問契約を解除することができる。

2 月の途中で顧問契約を解除する場合であっても、乙は、本顧問契約から発生する当該月の弁護士報酬を全額請求することができる。

(消費税率の改訂)

第9条 消費税の金額に変更があった場合には、変更のあった月から、変更後の消費税率を適用する。